特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	東松山市 子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関 する事務基礎項目評価書【令和4年6月1日事務の終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県東松山市長

公表日

令和4年6月7日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務			
①事務の名称	子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務			
	18歳到達後最初の3月31日までの間の児童を養育している児童手当受給世帯又は児童手当受給相 当の収入の者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金(以下「給付金」という。)を支給する。			
②事務の概要	東松山市は、令和3年度東松山市子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)支給事業実施要綱、令和3年度東松山市子育て世帯への臨時特別給付(追加給付金)支給事業実施要綱、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を給付金の受給資格及び審査に関する事務で取り扱う。			
	また、番号法の別表第二及び主務省令に基づいて、東松山市は、給付金の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。			
③システムの名称	子育て世帯生活支援特別給付金給付システム、統合宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名	ž			
子育て世帯への臨時特別給	付金給付システムファイル、統合宛名ファイル			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 101の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第73条			
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	 ・番号法 第19条第8号 別表第二 121の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(別表第二主務省令) 第59の4条 			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	子ども家庭部 子育て支援課			
②所属長の役職名	課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所:埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話:0493-23-2221 FAX: 0493-24-6123 e-mail:somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp			

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

東松山市 子育て支援課 〒355-8601

住所:埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話:0493-23-2221 連絡先

FAX: 0493-23-2239

e-mail: HMY054@city.higashimatsuyama.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数				
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢>			
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点			
2. 取扱者数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満			
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点			
3. 重大事故				
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> (選択肢 2)発生なし 2)発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策			
1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書 施機関については、それ] ごれ重点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じた	と入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通じた技		[O]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・シ	7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
8. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監	查 []	外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分に行ってU 3)十分に行ってU	いる	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明